#### 個人情報に関する開示等請求の手続について

長良川カントリー倶楽部 事務局

当倶楽部が保有しているお客様の個人情報に関する開示等のご請求には、下記の手順・資料に基づいて ご請求頂きますようお願いいたします。なお、開示等とは、以下の事項を指します。

- ・個人情報の利用目的の通知
- ・個人情報の開示
- ・個人情報の開示に基づく、個人情報の内容の訂正等(訂正、追加、削除)
- ・個人情報の利用停止等(利用停止、消去、第三者提供の中止)

#### 1. 記入方法について

## ①「本人」欄

- ・請求するご本人の情報について記入してください。なお、必要に応じて、ご本人に対し、電 話等による本人確認、代理権の確認等を行うことがあります。
- ・同封する本人確認資料について、「□」にチェックを入れてください。

## ②「代理人」欄

- ・請求を行う方が、ご本人と異なる場合は、代理人の情報について記入してください。 なお、必要に応じて、ご本人(もしくは代理人)に対し、電話等による本人確認、代理権の 確認等を行うことがあります。
- ・同封する代理人確認資料及び代理人証明書類について、「□」にチェックを入れてください。

### ③「開示等の内容」欄

- ・「開示等の区分」欄には該当するご請求事項の「□」にチェックを入れてください。
- 「具体的な請求内容」欄には、請求内容についてできるだけ詳細に記入してください。

## <開示の場合>

提供時期、提供方法等を記入してください。

# <訂正等の場合>

訂正される項目及びその内容を記入してください。または、削除される項目及びその内容を 記入してください。

## <利用停止等>

利用を停止される理由を記入してください。

### ④「回答書の送付先」欄

「回答書の送付先」欄には代理人による開示等請求の場合のみ、本人の住所、または代理人の 住所のどちらかに送付するか「□」にチェックを入れてください。

#### 2. 提出して頂く書面等について

「開示等の請求」を行う場合は、下記の書類に所定の事項を全て記入し、本人確認のための資料を 同封の上、倶楽部事務局にて提出または郵送にて送付してください。

なお、当該資料に本籍地等の※1「センシティブ情報」が記載されている場合は、事前に当該箇所 を塗りつぶし、見えなくする等の処理をしてもかまいません。

- ①本人による「開示等の請求」の場合
  - 1. 個人情報開示請求書(当倶楽部所定の請求書)
  - 本人確認のための書類(下記の書類の写しをひとつ以上)
     □運転免許証 □旅券(パスポート) □健康保険証 □その他(本人を証明できる資料)
- ②代理人による「開示等の請求」の場合
  - 1. 個人情報開示請求書(当倶楽部所定の請求書)
  - 2. 本人確認のための書類 (下記の書類の写しをひとつ以上)
    □運転免許証 □旅券(パスポート) □健康保険証 □その他(本人を証明できる資料)
  - 3. 本人の印鑑証明書 (3ヶ月以内のもの)
  - 4. 委任状又は代理人を証明する書類(下記の書類の写しをひとつ以上)
    □委任状 □運転免許証 □旅券(パスポート) □健康保険証 □その他(本人を証明できる資料)
- ③法定代理人による「開示等の請求」の場合
  - 1. 個人情報開示請求書(当倶楽部所定の請求書)
  - 2. 本人確認のための書類(下記の書類の写しをひとつ以上)

□運転免許証 □旅券(パスポート) □健康保険証 □その他(本人を証明できる資料)

- 3. 法定代理人を証明する書類(下記の書類の写しをひとつ以上)
  - □運転免許証 □旅券(パスポート) □健康保険証 □その他(本人を証明できる資料)
- 4. 法定代理人であることを証明する書類

<親権者の場合>

□住民票 □戸籍謄本 □健康保険証のコピー □その他(親子関係の分かる書類)

<成年後見人の場合>

□登記事項証明書等 □その他(成年後見人であることを証明する書類)

「法定代理人」が必要となるのは、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・本人が未成年者の場合
- ・本人が未成年者で、親権者となるべき者がいない場合
- ・本人が成年後見開始の審判を受けた場合
- 3. 手数料について

開示を請求する場合、当倶楽部は1件の請求毎に1,000円(税別)の手数料を頂きます。

### 4. 回答方法について

書面で希望送付先に、書留により郵送にて送付いたします。

5. 「開示等の請求」に伴い取得した個人情報の「利用目的」について 開示等の請求に伴い取得した個人情報は、開示等の請求に必要な範囲以外での目的で利用いたしま せん。

6. 「開示等の請求」に応じることができない場合について

次の場合は、「開示等の請求」に応じることができませんので、あらかじめご了承ください。 また、開示等のご請求に応じることができない場合は、その理由を通知いたします。

- ①本人確認資料により本人が確認できない、もしくは代理人、代理権が確認できない場合
- ②請求の対象となる個人情報を、当倶楽部が保有していない場合
- ③請求の対象となる個人情報が、他倶楽部から受託した業務に含まれる個人情報である場合
- ④本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ⑤当倶楽部の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑥他の法令に違反することとなる場合
- 7. 「利用停止等の請求」に応じることができない場合について

次の場合は、「利用停止等の請求」に応じることができませんので、あらかじめご了承ください。 また、利用停止等のご請求に応じることができない場合は、その理由を通知いたします。

- ・当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合で、本人の権利利益を保護するため、必要 なこれに代わるべき措置をとるとき
- ・利用停止等を行うことが困難な場合で、本人の権利利益を保護するため、必要なこれに代わるべき措置をとるとき

## 8. 提出先について

開示等の請求は、「個人情報開示請求書」に必要事項を記入し、必要書類を同封の上、下記の宛先まで郵送にて送付してください。

また、請求の手続についてご不明な点は、下記までお問合せください。

〒502-0017 岐阜県岐阜市長良雄総862-8

長良川カントリー倶楽部 事務局

Tel: 058-231-2286

E-mail info@nagaragawacc.jp

- ※1「センシティブ情報」とは、以下の内容を含む特定の機微な個人情報をいいます。
  - ① 思想、信条及び宗教に関する事項
  - ② 人種、民族、門地\*1、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く。)、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
  - ③ 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
  - ④ 集団示威行為\*2 への参加、請願権\*3 の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項
  - ⑤ 保健医療及び性生活
  - \*1 門地・・・いえがらのこと
  - \*2 集団示威行為・・・・集団で意思表示をすること(デモ等)
  - \*3 請願権・・・・損害の救済、公務員の罷免、法律の制定・変更等を国・地方公共団体等に申し出る権利のこと

# 個人情報開示請求書

平成 年 月 日

長良川カントリー倶楽部 御中

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、貴倶楽部の保有する個人情報について次のとおり請求いたします。

本	氏名
人	住所 〒 一
	電話 — — —
	同封する本人確認資料 (写し1通) □運転免許証 □旅券(パスポート) □健康保険証 □その他 (本人を証明できる資料)
代 理 人	氏名
	住所 〒 一
	電話 — —
	代理人の属性 □代理人 ※本人との関係 ( ) □親権者 (法定代理人) □成年後見人 (法定代理人)
	同封する代理人本人確認資料 (写し1通) □運転免許証 □旅券(パスポート) □健康保険証 □その他 (本人を証明できる資料)
	同封する代理人証明書類 □本人の印鑑証明書 (3ヶ月以内のもの) (代理人の場合) □委任状 (代理人本人確認資料をご提出の場合は不要です) (代理人の場合) □親子関係の分かる書類 ( ) (親権者の場合) □登記事項証明書等 ( ) (成年後見人の場合)
開示等の内容	「開示等の区分」 □個人情報に関する利用目的の通知 □個人情報の開示 □個人情報の内容の訂正等 □個人情報の利用停止等
	「具体的な請求内容」
回答書(	○送付先 □本人の住所 □代理人の住所

<sup>\* □</sup>の部分は該当する欄を塗りつぶす(■)か、レ(図)をご記入ください。